

自家用車活用事業について

北海道運輸局札幌運輸支局
令和6年6月

そもそもライドシェアとは

○自治体や事業者、一般者からの相談・苦情

「ライドシェアやりたい」

「ライドシェアはいいのか悪いのか」

「ライドシェア断固反対」

→そもそもあなたの言う「ライドシェア」って？
まずは、お互いの認識の一致が重要

道路運送法による

自家用有償旅客運送(法78条2号登録)
交通空白地・福祉有償運送

自家用自動車による有償運送(法78条3号許可)
ヘルパーぶら下がり・スクールバス

違法

白タク

新設された
「自家用車活用事業」も
ここに該当(後述)

いわゆるライドシェア

道路運送法によらない

許可登録を要しない運送態様
無償、ガソリン代等の実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

【参考】道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)
(有償運送)

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

自家用車活用事業について（許可申請・許可基準）

*この資料は、令和6年5月末時点の情報に基づき作成しております。

1. 許可申請手続

自家用車活用事業に係る許可申請手続は、同事業を実施しようとする法人タクシー事業者（以下「事業者」という。）が行うものとし、許可申請書は、別紙「様式1」の申請書を管轄の運輸支局長あてに提出するものとする。

2. 許可基準

上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

(1) 対象地域、時期及び時間帯並びに不足車両数

タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が指定していること。

(2) 資格要件

法第4条第1項に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

ポイント

○申請書を管轄の運輸支局長あてに提出する

自家用車活用事業を実施する法人タクシー事業者は管轄の運輸支局（輸送担当）へ申請が必要

○タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びに不足車両数を国土交通省が指定

【札幌交通圏】

配車アプリのデータ等に基づき不足車両数等の算出を行い4月26日に公表
土日の1時台～4時台 110両

【その他の地域】

①金土の16時台～翌5時台で各営業区域内のタクシー車両数の5%

タクシー事業者による実施意向の申出

②自治体がタクシー車両数が不足しているとして申し出する曜日、時間帯、車両数

→いずれの地域も意向調査を実施のうえ使用車両数を決定・通知し、許可申請

※イメージはP.12「意向調査と許可申請の流れ」参照

支局	営業区域	車両数 (R6.1.1)	車両数の5%
札幌	札幌交通圏	4496	別途公表
札幌	小樽市	325	17
札幌	千歳圏	434	22
札幌	倶知安圏	108	6
札幌	岩見沢圏	148	8
函館	函館交通圏	690	35
旭川	旭川交通圏	609	31
室蘭	室蘭市	210	11
室蘭	苫小牧交通圏	217	11
釧路	釧路交通圏	349	18
帯広	帯広交通圏	389	20
北見	北見交通圏	166	9

(参考) 道内主要交通圏の不足車両数 (①のパターン)

意向調査と許可申請の流れ(札幌交通圏・その他の地域)

*この資料は、令和6年5月末時点の情報に基づき作成しております。

国の作業
事業者の作業
地方自治体の作業

札幌交通圏

その他の地域

